

令和8年度 足立区職員 福祉（保育士経験者）採用選考案内

令和8年6月16日
足立区

この選考は、足立区職員（福祉）としての採用予定者を決定するために実施します。
採用予定人員、受験資格、選考方法、勤務条件等は次に定めるとおりです。

1 採用予定人員及び勤務予定先

(1)

職種	採用区分	
	経験者（1級職）	経験者（2級職(主任)）
	係員の業務を行う職	係長職への昇任を前提とした係長職を補佐する職
福祉 (保育士)	10名程度	10名程度

※福祉・Ⅱ類の採用区分に重複して申し込むことはできません。

(2)勤務予定先 区立保育園、こども園等（勤務場所は敷地内禁煙です。）

2 受験資格

受験資格（経歴・資格・免許等）

昭和40年4月2日以降に生まれた方で、次の要件のすべてを満たす方

(1) 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方

(2) ①1級職

当該職種に関係のある業務従事歴が採用予定日の前日において、直近12年中6年以上ある者

②2級職（主任）

当該職種に関係のある業務従事歴が採用予定日の前日において、直近16年中10年以上ある者

※当該職種に関係のある業務従事歴および受験資格における業務従事歴の期間の計算について

(ア)受験資格における当該職種に関係のある業務従事歴

当該職種に関係のある業務従事歴とは、次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む。）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務従事歴を指す。

具体的な対象業務は以下のとおり。

- 児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- 児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- 児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- 児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- 児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
- 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- 学校教育法第1条の規定による幼稚園
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

(イ)受験資格における業務従事歴の期間の計算

- 満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間について、通算する。
- 保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、通算する。
- 1事業所に週20時間以上従事した期間を通算する。
- 1年以上1事業所に従事した期間について、複数のもを通算することができる。ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は1事業所のみ通算する。

(3) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

※採用選考申込書参照

※ 原則「保育士」として採用されますが、「保育教諭」の要件も満たす方は、保育園およびこども園に加え、幼保連携型認定こども園に配属される場合があります。

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※ 現に足立区の常勤職員である人（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く）は受験できません。

※ 受験資格の確認を行うため、申込時に登録した電話番号に連絡する場合があります。

※ 申込内容等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許及び業務従事歴の確認ができなかった場合は、採用されないことがあります。

※ 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

※ こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。採用までの間に、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前

科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。該当することが判明した場合は採用しない場合があります。また虚偽の申告をした場合は内定取消事由に該当いたします。

※ 福祉・Ⅱ類選考と併願はできません。また申込み後に採用区分の変更はできません。重複申込みは、受信の早いもののみ有効とします。

3 採用予定年月日

令和9年4月1日

4 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

方 法	短答式記述試験(専門科目) 5題中3題を選択し回答(1題あたり300字程度) 90分
実 施 月 日	令和8年8月23日(日)
会 場	足立区役所(予定) ※ 他の区内施設に変更となる場合があります。
合 格 発 表	令和8年9月中旬 合否にかかわらず第一次選考受験者全員に郵送します。

※出題例…「愛着を育むことはなぜ必要か」などのお題を5題出題

(2) 第二次選考(第一次選考合格者にのみ実施)

方 法	個別面接	人物評価など、個別面接により25分程度
	集団面接	職務に関する知識など(6名程度、45分程度)
実 施 月 日	令和8年10月上旬	詳細は、第一次選考結果とあわせてお知らせします。
会 場	足立区役所(予定)	
合 格 発 表	令和8年10月下旬	合否にかかわらず第二次選考受験者全員に郵送します。

5 勤務条件(令和8年4月1日現在)

(1) 給与

採用区分	初 任 給
1 級 職	約290,760円 (本給+地域手当含む)
2 級 職	約330,480円

(本給+地域手当含む)

- ※ この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ※ 採用前の職務経験等について、一定の基準により初任給に加算される場合があります。
- ※ 昇給は原則として年一回行われます。
- ※ 採用されるまでに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時00分のうち、休憩時間を除く7時間45分勤務です。ただし、保育園は特例保育などによる早番、遅番及び月に1回程度土曜日の勤務があります。

(3) 休暇

年次有給休暇は一年度につき20日です。その他に、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業などの休暇制度があります。

6 申込手続等

(1) 提出書類

採用選考申込書（足立区ホームページからダウンロードできます。）

- ※ 提出いただいた書類は返却いたしません。
- ※ 書類は今回の選考のみに使用し、その他の目的には利用しません。

(2) 申込手続

① 申込書記入による方法

所定の申込書（足立区ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、申し込んでください。

	郵送	持参
申込方法	封筒表面に「採用選考（福祉・経験者）申込書在中」と赤字で明記し、 簡易書留により 郵送してください。なお、簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。	下記申込先の窓口にて、申し込んでください。
申込期間	令和8年6月16日（火）～令和8年7月31日（金）	
	令和8年7月31日（金）必着	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで
申込先	〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1 足立区総務部人事課人事係（南館 10 階）	

② インターネットによる方法

申込方法	下記アドレス（足立区オンライン申請システムのホームページ）へアクセスし、利用者登録を行った後、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。 ※ 足立区オンライン申請システム https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/5327
申込期間	令和8年6月16日（火）午前9時～令和8年7月31日（金） 午後5時まで（期間内受信有効）

※ インターネットによる申込みは、申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（申請到達）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。なお、システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。また、合否の結果については、すべて郵送により通知します。

（3）受験票の交付

受験票は申込締め切り後、郵送により交付します。

※ 受験票は、**必ず写真を貼付のうえ、試験当日に持参してください。**

※ 写真は、4 cm×3 cm、上半身脱帽正面向きを1枚用意してください。

※ 令和8年8月14日（金）までに受験票届かない場合は、問い合わせ先に照会してください。

個人情報の取扱いについては、足立区個人情報保護法施行条例に基づき、適切に管理しています。

（4）よくある質問

【1 業務従事歴の取扱いについて】

Q1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いはどうになりますか。

A1 満1年以上の従事歴を合算し、1月未満の端数は切り捨てます。この場合、30日をもって1月とします。

（例）2級職（主任）：【A社】6年＋【B社】3年1か月＋【C社】11か月

→ C社の11か月は1年に満たないため通算対象ではない

⇒ 9年1か月となり、受験資格なし

Q2 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか。

A2 就業規則等に定められた正規の勤務時間が週20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

Q3 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いはどうになりますか。

A3 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週20時間以上であれば、その

従事期間は業務従事歴に該当します。

Q 4 就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればいいですか。

A 4 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。

(計算方法)

1日あたりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週 (小数点以下第一位を四捨五入)

(例) 1日あたり7時間45分(7.75時間)勤務、1か月あたり12日勤務の場合

7時間45分×12日×12か月÷52=21.461…時間

→ 小数点以下第一位を四捨五入により、21時間

⇒ 1週間あたりの勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q 5 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が20時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しますか。

A 5 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

(就業規則等で判断できない場合の計算方法)

対象期間中の1日あたりの勤務時間数 × 対象期間中に勤務した日数 ÷

(例) 1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間勤務、対象期間中の勤務日数が150日の場合(365日÷7=52.1428週→小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)

7時間×150日÷52=20.1923…時間 → 小数点以下第一位を四捨五入により、20時間
⇒ 対象期間(1年間)の週平均勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q 6 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか。

A 6 労働契約が合併後の会社に承継されている場合は、継続した期間とみなします。

Q 7 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に該当しますか。

A 7 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

(例) 【従事】2年半+【育児休業】1年半+【復職して従事】2年間

⇒ 業務従事歴は6年間となり、1級職選考の受験資格あり

Q 8 正社員として入社後、2年目から1年間育児休業を取得し、復帰後同社で2年間、育児短時間勤務を取得し、退職しました。業務従事歴は何年と算定することができますか。

A 8 4年間として算定します。

この場合、まず入社2年目の育児休業期間については、同一企業へ復職しているため、業務従事歴として算定します(上記Q7参照)。

次に、3年目～4年目の育児短時間勤務期間中については、就業規則等に定められた正規の勤務時間が週20時間以上であれば、業務従事歴として算定することができます。

Q 9 NPO 活動や青年海外協力隊等での活動期間は業務従事歴に該当しますか。

A 9 週 20 時間以上当該活動に従事し、収入を得ていれば該当します。なお、企業に勤務し在籍したまま当該活動に従事した場合は、勤務先の従事期間とします。

Q10 申込みの際、業務従事歴を証明する会社発行の書類等が必要ですか。

A10 申込みや受験時には証明書の提出は必要ありません。最終合格後に提出していただきます。（必要な業務従事歴の確認ができない場合は、採用されないことがあります。）
なお、申込時には職務経歴書の提出が必要です。

【2 契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間について】

Q 1 同一企業で6年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すればいいですか。

A 1 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か（週 20 時間以上か否か）を判断します。

（例）1年目：週 30 時間…○

2年目：週 35 時間…○

3年目：週 19 時間…×

4年目：週 29 時間…○

5年目：週 32 時間…○

6年目：週 25 時間…○

Q 2 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか。

A 2 週 20 時間以上の勤務形態であれば該当します。

Q 3 人材派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか。

A 3 派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。

Q 4 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴はどのように算定しますか。

A 4 雇用形態を問わず週 20 時間以上勤務した場合は、継続した期間として算定します。

Q 5 1年以上の在籍期間について複数のものを通算できるとありますが、契約社員として同一企業で半年間の契約を1回更新した場合は1年の業務従事歴として算定できますか。

A 5 同一企業で1日も間をあげずに雇用関係が継続していれば、当該在籍期間を業務従事歴として算定できます。

Q 6 同一期間内に複数の業務に従事していた場合、業務従事歴はどのように算定しますか。

A 6 「週あたり 20 時間以上」の要件を満たす従事歴が同一期間内に複数ある場合は、そのうちの1つを業務従事歴として算定します。

【3 保育所等における保育士・幼稚園教諭・保育教諭の業務について】

Q 1 業務従事歴の対象となる「保育所等」とは、保育所の他にどういった施設を指しま

すか。

A 1 幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設等を指します。なお、一時保護所における保育業務も業務従事歴に該当します。

Q 2 児童館での児童指導の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 2 該当しません。

Q 3 保育所での保育補助や子育て支援員等の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 3 正規の勤務時間が週 20 時間以上あり、保育士資格（又は地域限定保育士資格）を取得した上で、日常的に乳幼児の保育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q 4 幼稚園やこども園での講師の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 4 正規の勤務時間が週 20 時間以上あり、保育士資格（又は地域限定保育士資格）を取得した上で、日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q 5 保育所や幼稚園の園長としての業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 5 日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。園の運営やマネジメント等の業務のみを行っている場合には、業務従事歴に該当しません。

Q 6 幼稚園教諭の免許を取得し、幼稚園で 6 年間幼稚園教諭として従事していました。保育士資格を取得したのは 3 年前ですが、業務従事歴に該当しますか。

A 6 保育士資格を取得後、幼稚園教諭として勤務した 3 年間のみ業務従事歴に該当します。

Q 7 地域限定保育士資格を取得（登録）し、地域限定保育士として 3 年間従事しました。その後、保育士資格を取得（登録）し、保育士として 3 年間従事しました。1 級職の選考を受験できますか。

A 7 受験できます。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q 8 保育所で保育士として 4 年間従事した後、人事異動により保育関係課で入園事務等の業務を 2 年間行いました。1 級職の選考を受験できますか。

A 8 受験できません。上記のケースでは、保育関係課での 2 年間は、日常的に乳幼児の保育を行っていないため、業務従事歴に算定できません。

Q 9 保育士資格を持たず保育所で保育補助として 2 年間従事しました。その後、保育士資格を取得（登録）し、同一の保育所で保育士として 4 年間従事しました。1 級職の選考を受験できますか。

A 9 受験できません。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q10 保育所で保育士として3年間従事した後、人事異動により児童館で児童指導員として2年間従事し、再び人事異動により保育所で保育士として3年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A10 受験できます。同一の雇用主の元での継続した期間における業務従事歴が通算対象となります。上記のケースでは、保育所で保育士として従事した計6年間について、業務従事歴に算定できます。

(5) 問い合わせ先

総務部人事課人事係 住 所 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
電 話 03(3880)5831 (直通)
FAX 03(3880)5611
メール shokuin-saiyou@city.adachi.tokyo.jp
※ 選考内容及び結果についての問い合わせには応じません。